

令和6年度静岡県新文化施設昇降機保守点検業務委託仕様書

第1 目的

本業務は、静岡県新文化施設の昇降機を正常に機能させることを目的とする。

第2 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第3 委託業務の対象

委託業務の対象は次に掲げるエレベーターとする。

機 種	日立ビルシステム乗用昇降機	日立ビルシステム乗用昇降機
台 数	1 台	1 台
場 所	展示棟	レストラン棟①（旧テッセン）
機種番号	UA2P-9-C060	UA2R-6-2S45
設 置 年	平成14年	平成14年
用 途	乗用	住宅用
制御方法	インバータ制御	インバータ制御
積載量・定員	積載 600 k g	積載 450 k g
速 度	60m/分	45m/分
停止箇所	2階	2階
自家発管制運転	×	×
火災管制運転	×	×
地震管制運転	○	○
停電自動着床装置	×	×
車椅子仕様	○	×
音声案内装置	○	×
遠隔監視	○	○
遠隔点検	○	○
遮煙扉	×	×

第4 業務仕様

業務仕様については、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和5年度版）」（以下「共通仕様書」という。）その他関係法令等による。

第5 業務内容

受注者は、次の事項を常に良好な状態に保つように管理しなければならない。

なお、本契約はPOG契約（定期的な保守（機器・装置の清掃、注油、調整、消耗品の補充・交換等を行うこと）及び定期的な点検（機器・装置の損傷、変形、摩耗、腐食発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かの判断を行うこと）

のみを行い、劣化した部品の取替えや修理等を含まない) とする。

(1) 点検項目

点検項目、点検内容及び周期について特に指示のない限り以下のとおりとする。

ア 「共通仕様書7.2.4 点検共通事項」

(2) 修理、取替え及び交換等の範囲

修理、取替え及び交換等の範囲、該当項目、除外項目、費用並びに作業によって発生する撤去品及び残材に関する事項は、「共通仕様書7.2.2 修理、取替え、交換等」による。これによらない場合は、協議による。

(3) その他

ア 各昇降機について「共通仕様書」に定められた周期以上の保守点検を行い、建築基準法第12条第4項に規定する定期点検（以下「法定点検」という。）については、年1回行うこと。

イ 点検業務は、受託者の就業時間内に行うものとする。

ウ 遠隔点検を月1回以上行うものとし、現地での点検及び整備を3か月に1回以上行うこと。

第6 故障時等の対応

(1) 受託者は、24時間出勤体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処すること。

(2) 受託者は、故障、災害等によりエレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、委託者からの連絡を受けてから原則2時間以内にその対象施設に到着し、速やかに復旧措置を講じるものとする。

第7 特記事項

(1) 次契約の受託者が変更になる場合は、過去の故障履歴等を引き継ぐこと。

(2) 故障、摩耗等の理由により既存部品を交換するときは、製造メーカー推奨の部品を用いること。

(3) 昇降機の保守点検又は修理のため運転を停止する必要がある場合は、事前に委託者に申し出て、その指示に従うこと。また、委託者は、受託者が必要とする停止時間を確保すること。

(4) 受託者は、委託者に対して、安全の確保、正しい利用方法についての案内及び関係諸法規改正の連絡等の情報提供サービスを行うこと。

(5) 受託者は24時間常時遠隔監視を行うこと。

(6) 遠隔監視装置に異常な状況が表示された場合、直ちに専門技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。

(7) 遠隔監視装置のデータは毎月提出すること。

(8) 遠隔監視装置及び電話回線の設置に係る費用並びに必要な通信費その他一切は、受託者の負担とする。

第8 委託費の支払方法

受託者は、1 か月ごとに業務の履行部分に相当する委託費の支払を委託者に請求することができる。

第9 委託業務実施計画書

- (1) 委託業務実施計画書（様式第1号）
- (2) 受託者は、委託者と点検等の実施日について日程調整を行う。

第10 昇降機等検査員資格者名簿

- (1) 受託者は、法定点検を実施するまでに昇降機等検査員資格者名簿を委託者に提出すること。
- (2) 昇降機等検査員資格者名簿（様式第2号）
- (3) 資格者名簿には、昇降機等検査員資格者証の写しを添付すること。

第11 点検結果報告書

- (1) 受託者は、毎月の点検業務が終了したときは、速やかに点検結果報告書を委託者に提出し、承認を受けること。
- (2) 点検結果報告書（受託者の任意様式）

第12 作業報告書

- (1) 受託者は、定期点検を除く修理等の作業が終了したときは、速やかに作業報告書を委託者に提出すること。
- (2) 作業報告書（受託者の任意様式）